

## ○日本の公職選挙における電子投票に関する経緯

電子投票といわれるものには次のようなものがあります。

- ①投票所でマークシートやパンチカードを用いて投票する方法（集計における電子投票）
- ②投票所で電子機器のタッチパネルや押しボタンを押して投票する方法（投票行為に関する電子投票）
- ③インターネットを用いて遠隔地から投票する方法（ネットワークを利用する電子投票）

また、投票がなされる対象に着目して公職に関わる選挙、株主総会など法律に沿った決議、私的団体における内部規律方法としての決議、その他のアンケートなどに分類できます。それぞれ記名投票であるかどうか、投票者が限定されているかどうかなどに違いがあります。

現在、日本の公職選挙で用いられることがある電子投票は、上記②の「投票行為における電子投票」だけであり、条例を定めた地方選挙において採用する例があります。これを規律する関連法規は、電磁記録投票法です。

日本における株主総会での議決権行使については、2002年の商法改正によりインターネットを利用した投票ができます。

### 2002年

2月1日：電磁記録投票法（条例を定めた自治体で行われる地方選挙に限定）施行

6月23日：岡山県新見市長・市議選において、全国初の電子投票の実施

### 2003年

2月2日：広島県広島市長選（安芸区のみ）において電子投票を実施（2例目）

4月27日：宮城県白石市議選において電子投票を実施（3例目）

7月6日：福井県鯖江市議選において電子投票を実施（4例目）

7月20日：岐阜県可児市議選において電子投票を実施（5例目、機器のトラブル発生→後に裁判所より選挙無効の判決）

8月3日：福島県大玉村議選において電子投票を実施（6例目）

11月9日：神奈川県海老名市長・市議選において電子投票を実施（7例目、機器のトラブル発生）

### 2004年

1月18日：青森県六戸町議選において電子投票を実施（8例目）

2月8日：京都府京都市長選（東山区のみ）において電子投票を実施（9例目）

7月11日：総務省が白石市と京都市（東山区のみ）において電子投票による参院選模擬投票を実施

9月2日：鯖江市がコストを理由に電子投票条例を廃止（条例の廃止は全国初）

10月24日：岡山県知事選（新見市のみ）において電子投票を実施（10例目、新見市としては2回目、知事選での実施は全国初）

10月31日：白石市長選において電子投票を実施（11例目、白石市としては2回目、機器のトラブル発生）

11月28日：三重県四日市市長選・市議補選において電子投票を実施（12例目、有権者数は22万人を超え過去最大）

2005年

3月31日：新・新見市が発足したが旧新見市の電子投票条例は引き継がれず、消滅。これに伴い、岡山県の電子投票条例も廃止された

6月12日：六戸町長選において電子投票を実施（13例目、六戸町としては2回目）

2006年

3月28日：広島市の電子投票条例を財政難を理由にわずか2年で廃止を決定する

10月2日：新見市で改めて電子投票条例が制定される

2008年

2月17日：京都市長選において電子投票を前回より拡大（東山区及び上京区）して実施

2010年

9月：白石市において電子投票の休止を盛り込んだ条例が可決

12月1日：海老名市において電子投票を廃止する条例が可決

2011年

3月：四日市市において電子投票の休止を盛り込んだ条例が可決

2012年

2月：京都市長選挙で、東山区（前々回から実施）と上京区（前回から実施）において電子投票を実施

## 【電子投票制度導入における課題】

単独地方選挙の場合、電子投票機などの初期導入費用は、区部の場合、約2億5800万円、市部の場合、約1億2200万円となっています。一方、投開票時の運用費用は、区部の場合、10万円減、市部の場合、20万円減となっています。

つまり、単独地方選挙に電子投票を導入した場合、電子投票導入費用を、選挙運用費用の減収で回収するためには、単純計算で、数百回から数千回の選挙を経る必要があり、実際は、不可能に近い。

ただし、国政選挙にも電子投票を導入した場合、導入費用の回収にやや現実味が出てきます。衆議院、参議院議員選挙で電子投票を導入した際の投開票時の運用費用は、単独の地方選挙に比べさらに費用削減が期待できます。

例えば、衆議院議員選挙では、区部で約400万円、市部で約240万円、参議院議員選挙では区部で約480万円、市部で約240万円、削減額が増加します。

これは、国政選挙で必要となる投票用紙の種類数や、開票人数・単価、開票所設営費が、単独の地方選挙に比べて多く、電子投票で、これらの経費を節減できることによるものです。

## ○電子投票条例

電磁記録投票法に基づき、地方選挙に関して電子投票を実施する条例です。

電子投票機における公職選挙の候補者の氏名及び党派別の表示の方法は、電子投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示画面に全ての候補者の氏名等を同時に表示することを規定しています。

ただし、候補者が多数のため、画面に全候補者の氏名等を同時に表示した場合、文字が小さくなるなど選挙人が正確かつ容易に認識できないおそれがあると選挙管理委員会が判断すれば、以下の方法を認めています。

- ・画面に表示された五十音により、その音で始まる候補者の氏名等を同時に表示させる方法
- ・画面を超える大きさですべての候補者の氏名等を編集、構成し、操作によって候補者の氏名等を順次表示させる方法
- ・面の大きさですべての候補者の氏名等を複数に分割して編集、構成し、操作によって画面の表示を切り替え、候補者の氏名等を順次表示させる方法

また、視覚障害者に対応するために、音声により表示することも規定されています。

都道府県	市町村	条例名	制定改廃日
青森県	六戸町 人口 10,420 人 (2013年9月1日)	六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例	2003年12月1日施行
宮城県	白石市 人口 36,127 人 (2013年9月1日)	白石市議会の議員及び白石市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例	2003年4月1日施行 2010年9月改正(休止)
福島県	大玉村 人口 8,427 人 (2013年9月1日)	大玉村議会の議員及び大玉村長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例	2003年4月1日施行
神奈川県	海老名市 人口 129,061 人 (2013年9月1日)	海老名市議会の議員及び海老名市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例	2002年6月13日施行 2010年12月1日廃止
三重県	四日市市 人口 306,621 人 (2013年9月1日)	四日市市長選挙等における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例	2004年11月1日施行 2011年3月改正(休止)
岐阜県	可児市 人口 97,261 人 (2013年9月1日)	可児市議会議員及び可児市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例	2005年3月25日施行
京都府	京都市 人口 1,470,952 人 (2013年9月1日)	京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例	2003年12月1日施行
岡山県	新見市 人口 32,094 人 (2013年9月1日)	新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例	2006年10月2日施行

※広島県広島市は、2003年2月条例施行し、2006年3月に廃止

福井県鯖江市は、2003年7月条例施行し、2004年9月に廃止